

二、高等官官等俸給令中第四条を削除する事

理由

文官の任用に関し現行制度の如く其初任者の官等を六等以下に制限するは人材登用の本義に反し時勢に順応する所以にあらず依て之を削除を必要とする

528 弁護士協会建議

〔『法学新報』第29卷1(326)号 大正8年1月1日〕

○弁護士協会建議　日本弁護士協会は文官任用令に関し去る十一月二十五日の臨時総会決議に基き十二月三日伊藤、猪股、高野、新井、川手、平松の特別委員は内閣総理大臣、法制局、司法省を歴訪し左の建議書を提出し詳細申述したり尚ほ枢密顧問官にも同様の建議を為す筈なりと

建議書

一、文官任用令を全廃する事

理由

文官任用に関する現行の制限的規程は人材登用の本義に反し時勢に順応する所以にあらず依て之を全廃を必要とする